◆工業振興条例助成金

1. 業種について		
Q 1	助成金の対象となる製造業であるかは、何をもって判断するのか。	
A 1	新設する工場で行う事業が,日本標準産業分類で掲げる製造業に該当しているかで判断します。	
Q 2	主業は卸売業であるが、製品の内製化のため新たに工場を建設する場合は助成金の対象となるのか。	
A 2	当助成金は事業所単位の制度であるため、新たに建設する工場が製造業に該当するようであれば助成金の対象となります。	
Q 3	事業所内で製造と製造以外の事業を複合的に行う場合は助成金の対象となるか。	
A 3	製造業を直接行う部分(事務所や福利厚生施設、共有スペースも含まれる)が、工場の施設面積及び敷地面積の概ね2/3以上を占める必要があるなど、いくつかの要件を満たす必要がありますので、上記の場合は担当課へご相談ください。 ただし、助成金の対象となる場合についても、製造以外の事業を行う部分については、建物全体の延床面積との割合に応じて助成対象外とします。	
Q 4	回収した鉄を切断及びプレスしてスクラップ処理をしているが、助成金の対象となるか。	
A 4	鉄スクラップ加工処理業(細分類コード2292:製造業)に該当するため助成金の対象です。ただし、単に鉄を集荷・選別して卸売を行う場合は、鉄スクラップ卸売業(細分類コード5362:卸売業)に該当するため助成金の対象ではありません。	
Q 5	回収した非鉄金属を切断及びプレスしてスクラップ処理をしているが、助成金の対象となるか。	
A 5	非鉄金属スクラップ卸売業(細分類コード5363:卸売業)に該当するため助成金の対象ではありません。(非 鉄金属は鉄よりも加工が容易であるため、単なる切断やプレス加工等をもって製造業とはいえないため)	
Q 6	自動車の修理整備を行っているが、助成金の対象となるか。	
A 6	自動車一般整備業(細分類コード8911:サービス業)に該当するため、助成金の対象ではありません。	
Q 7	クリーニング工場は助成金の対象となるか。	
A 7	普通洗濯業(細分類コード7811:サービス業)に該当するため、助成金の対象ではありません。	

2. 対	対象地域について	
Q 1	市街化区域である工業地域と市街化調整区域にまたがる用地を取得したが、用地取得助成金の対象となるのか。	
A 1	市街化区域のみが用地取得助成金の対象となります。助成額については、市街化区域と市街化調整区域の面積 割合に応じて算出します。	
3. 用地取得助成金について		
Q 1	既に取得した用地については助成金の対象となるか。	
A 1	既に取得した用地については用地取得助成金の対象とはなりません。用地売買契約の前日までに指定申請してい ただく必要があります。	
Q 2	用地取得助成金の要件の中に、10年間継続して事業を営むとあるが、経営事情などで期間内に撤退する場合は どうなるのか。	
A 2	交付した助成金を一部返還していただく場合があるため、速やかに担当課へご相談ください。	
Q 3	競売物件を取得するが、いつまでに指定申請をすればよいか。	
A 3	指定申請期限は入札日の前日までとなります。なおこの場合、用地取得助成金の要件である操業開始期限の起 算日については、入札日ではなく落札日からとなります。	
Q 4	競売物件の場合、土地建物が一体の落札額となっているため、用地取得助成金の対象経費はどのように判断するのか。	
A 4	裁判所の掲示する不動産評価書の金額をもとに算出します。	
Q 5	任意売却で物件を取得するが、いつまでに指定申請をすればよいか。	
A 5	競売とは性質が異なり、当事者間で後日売買契約を締結するため、指定申請期限は売買契約の前日までとなります。なおこの場合、用地取得助成金の要件である操業開始期限の起算日については、通常と同様に契約日からとなります。	
Q 6	土地区画整理事業による事業用地を購入したが、土地の売買契約日を起算日とすると、用地取得助成金の要件 である操業開始期限に事業が間に合わない場合はどうすべきか。	

A 6	上記ケースの場合、用地取得助成金の要件である操業開始期限の起算日については、売買契約締結日ではなく、土地区画整理法第76条第1項による許可日を起算日として解釈します。個別ケースごとに判断いたしますので、 上記ケースに該当する場合は当課までご相談ください。		
Q 7	用地取得助成金の賃借はどのような場合に該当するか。		
A 7	土地及び建物両方を賃借する場合に該当となります。どちらかのみが賃借の場合は該当しません。 また、助成対象は土地及び建物に係る賃借料であり、機材や備品等は助成対象外となります。		
4. 🗆	4. 工場建設促進助成金について		
Q 1	固定資産税相当額に係る助成とはどういったものか。		
A 1	新たに取得した土地、工場及び償却資産に係る固定資産税相当額の助成金を3年間交付する制度となります。 一旦固定資産税を新潟市に納税していただき、その後に相当額を交付します。		
Q 2	事業所税相当額に係る助成とはどういったものか。		
A 2	新たに建設した工場に係る事業所税のうち、資産割相当額の助成金を3年間交付する制度となります。一旦事業所税を新潟市に納税していただき、その後に相当額を交付します。		
Q 3	助成対象となる償却資産とは何か。		
	所得税法施行例及び法人税法施行令に規定する償却資産のうち、「構築物」及び「機械及び装置」が助成対象 となります。車両(「車両及び運搬具」に該当)や事務用品(「工具、器具及び備品」に該当)などについては対 象外となります。		
Q 4	導入した償却資産全てが助成対象となるのか。		
A 4	原則として、指定通知後から、操業開始届に記載する操業開始日から起算して90日以内に取得した償却資産が 助成対象となります。		
5. č	5. その他		
Q 1	工場を建て替えた場合についても助成金の対象となるか。		
A 1	その建て替えが生産効率や売上高の向上を目的とするものであり、かつ、建設規模が建て替え前の工場の規模と同程度以上の工場の建設であるものについては、助成金の対象となる場合があります。		

Q 2 従来まで土地と建物を借りて事業を行っていたが、同じ土地建物を改めて取得した場合は助成金の対象となるか。

A 2 当助成金は工場の立地促進を趣旨とする制度であるため、上記のケースでは助成金の対象にはなりません。ただし、取得した建物を取り壊し、新たに工場を建設する場合については、助成金の対象となる場合があります。